

令和8年6月19日

## 郵政民営化法改正法の成立について

一般社団法人全国信用組合中央協会  
会 長 柳 沢 祥 二

令和8年6月19日、「郵政民営化法等の一部を改正する法律」が成立いたしました。

私どもはかねてより、ゆうちょ銀行の新規業務への参入等、業容の拡大に当たっては、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、その公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。

今般成立した改正法においては、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式会社について、当分の間、3分の1超の保有義務を課すこととされており、ゆうちょ銀行の預入限度額等の上乗せ規制に関しては、本改正法の附則において、3年ごとに行われる検証の場で規制の在り方について、郵政民営化委員会および政府が検討することを定めた条項が規定されております。

仮にゆうちょ銀行の上乗せ規制が緩和・撤廃されることにより業容が拡大した場合には、少子高齢化という日本の構造的問題を抱える中で地域金融機関の経営に甚大な影響を及ぼすこととなり、地域における信用創造機能やコンサルティング支援機能の低下等を通じて、地域の金融システムや地域経済へ悪影響が及ぶことが懸念されます。そのため、当分の間、間接的な政府出資が維持され、完全民営化への道筋が不透明な状況が継続する中での上乗せ規制の緩和・撤廃は認められるべきではありません。

今後の3年ごとに行われる検証の場においては、間接的な政府出資が当分の間残ることを前提に、改めて「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講ずる」といった郵政民営化法の目的・基本理念に則ったうえで、地域社会の健全な発展や市場に与える影響及び民間金融機関との公正な競争条件が確保されているか検討されるよう強く要望いたします。

以 上